○内閣府令第五号
財務省令

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百六十五条の八第二項及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の三十第二項の規定に基づき、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣　麻生　太郎

保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令及び投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第一条　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「で役員全員が署名したもの」を削る。

（投資者保護基金に関する命令の一部改正）

第二条　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「代わる書面」の下に「（役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下この項において同じ。）及び名を当該役員の氏名に併せて法第七十九条の三十第一項の認可申請書に記載した場合において、当該抄本又は書面が当該役員の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面を含む。）」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府
財務省令第九号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の六第一号ハ中「婚姻前の氏名を当該」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該」に、「婚姻前の氏名を証する」を「旧氏及び名を証する」に、同条第二号ハ中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

第八十九条の二十六第五号及び別表第二役員（法第六十条の四第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更の項中「婚姻前の氏名」を「旧氏及び名」に改める。

別紙様式第一号目次記載上の注意及び別紙様式第二号目次記載上の注意に次のように加える。

7　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号目次記載上の注意に次のように加える。

6　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第四号目次記載上の注意に次のように加える。

5　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十二号記載上の注意に次のように加える。

4　氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十三号の「氏　　名　　印」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十四号の「代表者氏名　　印」の次の記載上の注意に次のように加える。

3　氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表者氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第十五号記載上の注意に次のように加える。

8　氏を改めた者については、旧氏及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、文部科学省、
厚生労働省、経済産業省令第一号

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　梶山　弘志